

「(仮称) 山口市子ども・子育てに関する条例(素案)」についての 意見募集要領

「(仮称) 山口市子ども・子育てに関する条例(素案)」について、条例策定に当たっての検討資料とするため、広く市民のみなさんから意見を募集します。

1. 公表資料

「(仮称) 山口市子ども・子育てに関する条例(素案)」

2. 周知方法

- (1) 市議会・市ウェブサイト及び市報(平成29年9月15日号)への掲載
- (2) 市議会事務局・各総合支所市政情報コーナー・地域交流センターでの閲覧、報道機関への資料提供

3. 意見提出先、提出方法

(1) 提出先

〒753-8650 山口市亀山町2番1号
山口市議会事務局 調査担当 電話番号: 083-934-2854

(2) 提出方法

意見の提出に決まった様式はありませんが、意見提出にあたっては、住所、氏名、タイトルに「(仮称) 山口市子ども・子育てに関する条例(素案)への意見」と明記の上、次のいずれかの方法で提出してください。なお、どの部分に対するご意見なのかの明示をお願いします。

○電子メール: gikai@city.yamaguchi.lg.jp

○FAX: 083-934-2658

○郵送

○持参(月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで)

4. 募集期間

平成29年9月11日(月)～平成29年10月11日(水)

5. その他

- (1) 提出された意見は条例策定の検討資料とし、検討結果については市議会及び市ウェブサイトで公表します。(分かりにくいものや匿名の意見には検討結果を示しません。)また、提出された個々の意見に対して、直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- (2) 提出された内容は、本業務の目的についてのみ使用し、住所、氏名などの個人情報、山口市個人情報保護条例に基づいて適切に管理し、公表しません。
- (3) その他、具体的な定めのない事項は、山口市パブリック・コメント手続き指針に準じて取り扱います。